

第 25 号  
2009.12.06

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と知恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

## 人権救済基金ニュース

### 人権救済基金の充実と活用を

人権救済基金運営委員会 委員長 小 嶋 敦

皆様もご存じのとおり、現在、法曹人口は激増の時代を迎えています。

弁護士人口の推移をみましても、1995年には1万5108人、私が弁護士登録をした2002年で1万8838人(いずれも3月31日現在)、2009年10月1日現在では2万7152人にも上り、この7年間で、前の7年間の倍以上の増加率となっています。

今後も、司法試験合格者数増大に伴い、更に弁護士が増加していくことが予想されています。

弁護士人口が増加することは、弁護士業務が様々な分野に広がっていくという意味では、あらゆる分野での公益事件につながる可能性があり、人権救済にもつながる可能性もあります。しかし、他方で、このような公益事件は、担当する弁護士が持ち出しで行うことも少なくなく、弁護士人口の増大により、各弁護士の業務が縮小し、担当弁護士自らが費用を負担し

て公益事件を行うことが困難になることも予想されます。

京都弁護士会人権救済基金は、貧困問題、環境問題、消費者問題など、あらゆる公益的な事件について援助をしていますが、弁護士人口増大の中、弁護士が公益的な事件に取り組むに際しての一助として、基金の意義は更に大きくなるのではないかと考えております。

また、基金からの援助を得て、現代社会における様々な問題について司法の面から問題提起をすることは、皆様が住む社会をより良くする意味で、重要な意味を持つものです。

このように、大きな意義のある京都弁護士会人権救済基金は、市民の皆様のご寄付で成り立っています。

皆様の住む社会をより良くするためにも、皆様方のご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

## 在日韓国・朝鮮人高齢者年金訴訟と国連自由権規約委員会勧告

弁護士 大杉光子

### 1 在日韓国・朝鮮人高齢者年金訴訟について

1959年に国民年金法が制定されたときには国籍条項があり、その後、1982年に難民条約の批准に合わせて国籍条項が撤廃されるまで、外国人は国民年金に加入することが出来なかった。植民地としての朝鮮半島で日本国民として生まれ、渡日して日本で労働し生活してきた在日コリアンについても、「外国人だから」という理由で国民年金制度から排除されてきた。1959年当時、日本に住む外国人の9割以上がこれらの在日コリアンであったにもかかわらず、である。

1982年に国籍条項は撤廃されたが経過措置が取られず、1986年の法改正によりいわゆるカラ期間が算入できるようになったときにも経過措置が取られなかったため、すでに60歳を超えていた在日コリアン高齢者は国民年金制度から排除されたままだった。また、かろうじて加入可能だった高齢者も、加入したとしても受給できる年金額は少額にとどまったため、実質的には排除されたと同じであった。

なお、「保険料を払っていなかったのだから、年金がもらえないのは当たり前」という誤解がある。しかし、制度が出来た時点で高齢になっている者は保険料を払う機会がなかったのだから、年金制度を行き渡らせるためには、当然になんらかの経過措置が必要となる。それゆえ、国民年金制度が発足した当時、50歳を超えていた日本国民は、保険料を1円も払わなくても福祉年金を受給することが出来るという経過措置が取られた。小笠原諸島復帰時等にも経過措置が取られている。かたや、国籍条項を撤廃したときには、そのような経過措置は一切取られなかったのである。

国民年金法制定時や小笠原諸島復帰時などに取られたと同じ経過措置を設けていれば、これらの無年金問題は、少なくとも国籍条項を撤廃して以降は生じなかったはずである。そのような国の不作為を問うたのがこの裁判であった。

### 2 最高裁判決について

2009年2月3日、最高裁は本件について上告を棄却し、上告を受理しない決定をした。私たちの憲法違反の主張を、単なる法令違反の主張に過ぎないとした門前払いの決定であった。

私たちは、地裁段階から、憲法違反とともに国際人権規約違反を主張の中心に据えて議論を展開してきた。具体的には、自由権規約26条、社会権規約2条2項違反である。いずれも平等条項であるが、社会権規約2条2項が「この規約に規定する権利」を対象としているのに対し、自由権規約26条は対象となる権利を限定していないので、いずれも社会権における平等を保障している。そして、これらの規定は裁判規範性を持ち、自由権規約26条に関する国連自由権規約委員会の一般的意見からすれば、別異取扱いについて、「その基準が合理的かつ客観的であり、その目的が規約の下で正当とされる目的を達成するため」であるかどうか、「国家の正当な目的を達成するために、必要最小限度の制約を伴うにとどまるもの」かどうかを、国家の側が立証することが必要である。これらの主張のために、膨大な国連自由権規約委員会の一般的意見や勧告、国際法学者の意見書等々を証拠として提出してきた。これらの過程で、人権救済基金からの援助を活用させていただいた。厚く御礼申し上げます。

このような私たちの主張に対して、京都地

裁は、自由権規約26条の裁判規範性は認めつつ、外国人と自国民を別異に扱うことも一定限度で許容されているとし、社会保障立法については「当該区別を設けることが立法裁量の逸脱であり、合理性のない不当なものであるか否か」という観点で検討すべきと述べて、原告らの請求を認めなかった。大阪高裁も同趣旨を述べ、さらには第一選択議定書(個人通報制度)の批准がされていないので一般的意見は法的拘束力を持たないとも述べた。

そこで、上告受理申立においては、社会権規約2条2項の自動執行力に関する下級審の判断は分かれており、自由権規約26条の解釈についても最高裁の判断がなされていないとして、最高裁が正しい解釈を出すべきであることを指摘した。にもかかわらず、最高裁は何の答えも示さなかったということである。最高裁は、いつまで国際人権規約を無視して、過去のほこりをかぶった最高裁判決の殻に閉じこもり続けるのだろうか。

### 3 国連自由権規約委員会の勧告

他方、2008年10月30日、国連自由権規約委員会の日本政府報告書に対する総括所見が出された。その中で、次のように、国民年金制度の国籍条項について勧告がなされた。

30. 委員会は、1982年国民年金法からの国籍条項削除が不遑及であることと、20歳から60歳の間に最低25年間年金保険料を払わなければならないという要件とが相まって、多数の外国人、主に1952年に日本国籍を喪失した韓国・朝鮮人が、国民年金制度の下での年金受給資格から事実上排除される結果となっていることに、懸念を持って留意する。委員会はまた、国民年金法から国籍条項が撤廃された時点で20歳を超える外国人は障害年金給付が受けられないという規定により、1962年前に生まれた障がいを持つ外国人にも同じことがあてはまることに、懸念を持って留意する(規約2条1項、26条)。

締約国は、外国人を国民年金制度から差別的に排除しないことを確保するため、国民年金法の年齢制限規定によって影響を受けた外国人のため経過措置を講ずべきである。

実は、国連自由権規約委員会から日本政府に対する事前の質問事項(list of issue)には、国民年金制度の国籍条項のことは入ってはいなかった。しかし、日弁連と大阪弁護士会が日本国内の人権状況について知ってもらうために2008年9月に自由権規約委員会の正副委員長を日本に招致した際に、本件訴訟と同様に国民年金制度の国籍条項を問題にしていた在日コリアン障害者の原告が直接この問題をアピールすることが出来た。大阪弁護士会でのNGOとの意見交換会で、正副委員長は熱心に耳を傾けてくれたそうである。私も、翌日の京都での正副委員長の講演会に出席したが、超過密スケジュールの中で短期間に数多くの課題についてアピールを受けているであろうに、的確に本質を掴んでおられることに感銘を受けた。当事者の真摯な訴えと、それを受けとめる感受性と誠実さが、この勧告につながったのだと思う。その感受性と誠実さを、最高裁のそれと比較して考えてしまうのは、日本の法律家として情けない限りである。

### 4 これから

最高裁の上告棄却決定により、本件訴訟自体は終結している。しかしながら、問題は解決していないままである。

原告らは80~90歳代の高齢者である。日本政府に国連自由権規約委員会の勧告を真摯に受けとめさせて早急に実施させなければならぬ。学生無年金障害者らに対して取られた救済措置としての特定障害者給付金支給法の附帯決議には、在日障害者のみならず在日高齢者の無年金者についても所要の検討を行うことが含まれている。同時に、人権条約の個人通報制度の批准を進めることが、最高裁に国際人権規約を無視させずに人権保障を実質化することにつながるのだろうと実感として思う。

# 京都衛生学園入学金返還等請求事件

弁護士 折田 泰宏  
弁護士 上瀧 浩子  
弁護士 浅井 亮

1 本件は、学校法人京都衛生学園（以下「京都衛生学園」といいます。）が運営する京都衛生専門学校が、平成21年度からの授業の見込みがたっていないにもかかわらず、これを秘匿して在学生からは授業料、新入生からは入学金及び授業料を徴収したという事件です。そのため、新入生及び在学生合計86名が、京都衛生学園と関連法人である京都衛生学園株式会社、全同生活協同組合に対して、既に支払った入学金、授業料及び損害賠償の合計約1億1700万円の支払を求めて京都地方裁判所に訴訟を提起しております（平成21年7月3日第1次訴訟提起/同年8月31日第2次訴訟提起）。本件は、京都地方裁判所において平成21年11月17日に第1回口頭弁論が行われましたが、今後、相手方は、代理人をつけて訴訟に臨むということで、第2回口頭弁論期日は、12月22日の予定です。また、生徒らは、京都衛生学園の理事長や理事を詐欺罪で告訴する予定です。

2 京都衛生専門学校には、柔整科、鍼灸科、調理科、製菓衛生士の4つの学科があり、事件当時は、新入生を含めて約290人の生徒がいました。

また、京都衛生学園株式会社は、京都衛生学園から委託を受けその授業料入学金等の事務を処理し資金を保管する会社でした。

また、平成19年頃、全同生活協同組合は、京都衛生学園との間で、顧問契約を締結して顧問料を受け取るとともに、理事、事務局員等を派遣して経営の実権を握り、京都衛生学園の経理関係及び生徒募集関係などに関して全ての決定権限がありました。

京都衛生学園は、昭和54年に設立、平成15年に京都市東九条南山王町の場所に移転しました。これ以降、京都衛生学園は、土地の取得、学科の増設など事業を拡大しましたが、その際の資金の調達のため学校の土地建物（以下「本件土地建物」という。）を担保にして巨額の負債を抱えました。その後、京都衛生学園は、平成19年8月、学校の土地建物について競売開始決定を受け、平成20年10月15日に債権者の一人（以下「甲」といいます。）に対して売却決定があり、これが確定して、平成21年1月23日に、本件土地建物の所有権は甲に移転しました。

京都衛生学園は、所有権が甲に移転した後も、一向に土地建物の明け渡しをせず新入生募集を行っていたため、甲は学校の土地建物の明け渡しの強制執行を申し立て、京都地方裁判所は、京都衛生専門学校に対して、平成21年3月5日に本件土地建物の引渡を催告するとともに、平成21年4月2日に強制執行を実施しました。

3 京都衛生学園、京都衛生学園株式会社及び全同生活協同組合は、学校の土地建物が、競売、所有権移転、不動産明渡強制執行となること及び、これを阻止するための融資を得られる可能性が全くないこと及び、そのため本件土地建物が平成21年度には校舎として使用できなくなることを十分知りながら、このような事実を秘匿して通常通り生徒募集、入試、合格発表、入学金及び授業料の納付先の連絡などをしていました。そのため、生徒は平成21年度には校舎を使えず、授業が出来ないことを知らないまま、授業料、入学金等を納付してしまいました。

京都衛生学園では、平成20年10月15日、甲に対する不動産売却決定以降にも、入学試験は6回行い合格発表を行っています。そのうち、不動産引渡の催告が行われた以降も2回の入学試験を行い、受験者らに合格通知を出して入学金を振り込ませたものであり悪質というほかありません。

他方、京都衛生学園の生徒や入学予定者の多くは、新学年開始の直前になって京都新聞の報道(平成21年3月12日)をきっかけに現在の校舎が使えなくなるという事態を初めて知りました。

その後、京都衛生学園では、同年3月25日、3月28日両日に学校説明会を開催しましたが、その席上でも、理事者が、「強制執行は絶対あり得ない。」「新学期からの授業は通常通り行う。」などと、およそあり得ないことを主張しました。そのため、在校生、入学予定者は他校への移籍が必要かどうか判断できず、この説明が新年度開始ぎりぎりだったため、他校への移籍をするには時期が遅すぎ平成21年度の1年間学校に通えない生徒も出てしまいました。

京都衛生学園は、生徒や父兄に対して財産的損害を与えたのみならず生徒の学ぶ権利をも侵害しており、人権侵害事件と認識しております。

現在、被害者らは、「京都衛生専門学校被害者の会」(以下「被害者の会」という。)を結成し、平成21年4月4日、6月28日には被害者の会で集会を開催するなどして活動中です。

- 4 当職らは、生徒らが被害者の会を結成前後から、生徒や父兄の相談にあたってきました。生徒らは、既に支払った入学金や学費のほか、他校への移籍先の入学金、学費等の二重の支払に苦しんでおります。また、移籍先への入学後も、単位の読替ができない場合には、長時間にわたり授業を受ける必要があります。アルバイトなどもままならない状況にあります。さらに、移籍をしようにも学費が用意できず入学を諦め就職をした者もあり、「将来の希望」を失ったという点でも、被害は非常に深刻です。

このような厳しい状況にある生徒らに対して、人権救済基金から援助の手をさしのべて頂き、本当に感謝しております。また、当職らも、人権救済基金の趣旨である社会的弱者の救済という趣旨に忝らぬよう、弁護活動を行いたいと思っております。

ありがとうございました。

## =2008年度人権救済基金報告=

### 収入の部

科 目	'08年度予算額	'08年度決算額
1 会員寄附金	800,000	723,892
2 会員外寄附金	350,000	192,600
3 償還金	0	2,305
4 受取利息	20,000	18,251
5 雑収入	250,000	283,981
当期収入合計(A)	1,420,000	1,221,029
前年度繰越金	11,406,251	11,406,251
収入合計(B)	12,826,251	12,627,280

### 支出の部

科 目	'08年度予算額	'08年度決算額
1 援助金	3,500,000	700,000
2 活動費	1,000,000	568,045
3 雑費	10,000	4,200
4 予備費	8,316,251	0
当期支出合計(C)	12,826,251	1,272,245
当期収支差額(A-C)	△11,406,251	△51,216
次期繰越収支差額(B-C)	0	11,355,035

## \* これまでの取扱事件一覧 \*

受付日	援助番号	事件名
93/11/02	1	恩給受給地位確認等請求事件
93/11/15	2	豊田商事事件国家賠償請求事件
94/07/21	3-1	外国人労働者未払賃金等請求事件
94/07/21	3-2	外国人労働者未払賃金等請求事件
95/02/27	4	一条山開発許可処分取消請求事件
95/05/08	5	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求
95/06/26	6	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
95/08/21	7	家庭教師賃金支払等請求事件
96/01/09	8	障害者の刑事事件（上告）
96/09/09	9	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
97/02/17	10	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
97/05/28	11	ヤコブ病損害賠償請求
97/09/16	12	桂高校制服問題事件
98/06/03	13	8号事件の差戻審事件
98/02/26	14	浮島丸公式陳謝等請求
98/12/15	15	5号事件（控訴）
99/06/04	16	1号事件（控訴）
00/05/28	17	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
00/12/28	18	日栄不当利得返還請求事件
01/01/18	19	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
01/02/09	20	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
01/04/09	21	レンタルハウス被害者救済事件
01/5/31	22	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
01/12/13	23	5号事件（上告）
01/7/09	24	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
02/08/22	25	ホームヘルパー養成講座事件
02/10/24	26	14号事件（控訴）
02/12/04	27	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
03/02/28	28	20号事件（控訴）
03/02/28	29	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
03/11/11	30	中国残留孤児国家賠償請求事件
03/12/03	31	17号事件（控訴）
03/12/04	32	20号事件（控訴 追加援助）
03/12/24	33	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
04/04/13	34	障害年金未給付請求事件
04/05/31	35	建築工事差止等請求事件
05/03/09	36	慰謝料等請求事件
05/05/12	37	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
05/06/03	38	29号事件（控訴 追加援助）
05/08/24	39	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
05/10/20	40	審査請求事件
06/01/06	41	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
05/10/28	42	33号事件（追加援助）
06/03/06	43	27号事件（控訴）
07/03/27	44	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
07/06/13	45	嘱託職員賃金差別事件
08/06/10	46	慰謝料等請求上告・上告受理申立事件
08/10/22	47	45号事件（控訴）
09/04/20	48	障害補償給付支給処分取消請求事件

# 人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役に立つような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、6頁の「これまでの取扱事件一覧」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2008年度末で、約1135万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。



## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。  
ぜひブックマークにご登録ください。

